

公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成27年5月22日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 件名

屋外広告物のデザイン誘導指針等作成業務委託

(2) 目的

屋外広告物は、不特定多数を対象として公共空間に向かって表現されるため、風景に大きな影響を与える大切な要素であり、魅力的な風景づくりを推進していくためには、屋外広告物を優良なものへ誘導していく必要がある。

そのため、地域を調査・分析し、屋外広告物の課題を抽出するとともに、区民や事業者、広告主等と一緒に屋外広告物について考える機会を設け、地域にふさわしい屋外広告物のあり方を検討する。

また、これらの結果を踏まえ、地域の風景に寄与する形状、大きさ、色使いなど、具体的な配慮を促せるよう「(仮称)屋外広告物のデザインガイドブック」を作成する。

(3) 業務内容

- 1) 屋外広告物の規制・誘導に関する基礎的調査
- 2) 区民参加に関する業務
- 3) 「(仮称)屋外広告物のデザインガイドブック」の作成とその活用方法等の検討
- 4) 庁内検討会議及び各種調整における支援

(4) 履行期間

契約締結の日から平成28年3月25日まで

※業務内容・スケジュールが大きく変更になる場合は契約を締結しない場合がある。

2. 参加資格条件

次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (2) 世田谷区の物品買入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務(取扱品目:地域・地区計画)」または「環境アセスメント関係(取扱品目:景観)」に登録があること
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと

(5) 過去10年以内、本業務と同種または類似業務を行った実績を有すること

【同種業務】

- ・他の自治体における、屋外広告物に関する誘導指針作成のための調査検討業務
(改定を含む)

【類似業務】

- ・世田谷区及び他の自治体における、景観法に基づく景観計画の策定及び景観計画の運用等に関する業務(誘導指針の検討、景観計画区域の検討等)

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4. 提案書を特定するための評価基準

- 1) 基本事項
- 2) 企業実績
- 3) 技術者実績
- 4) 業務実施体制
- 5) 特定テーマに対する提案
- 6) 業務実施方針
- 7) 資料作成能力
- 8) ヒアリング(専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション能力)
- 9) 参考見積の妥当性

5. 手続等

(1) 担当部課

都市整備部都市デザイン課都市デザイン担当 一坪、大島、高野(内2039)
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27(第1庁舎4階45番窓口)
電話:03-5432-2039/FAX:03-5432-3023
E-mail: sea02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 交付期間:平成27年5月22日(金)から平成27年6月5日(金)まで

2) 交付場所、方法

①世田谷区ホームページより閲覧、ダウンロード

[トップページ](#) → [くらしのガイド](#) → [風景づくり](#)

②上記(1)にて窓口配布(土日を除く午前8時30分から午後5時まで)

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

1) 期 限:平成27年6月5日(金)午後5時まで(必着)

- 2) 場 所：上記（1）
- 3) 方 法：持参または郵送（宅急便や書留等、送達確認ができるものに限る）
- (4) 質疑及び回答（企画提案書に係る質問について）
 - 1) 期 限：平成27年 6月10日（水）午後5時まで
 - 2) 提 出 先：都市デザイン課
メールアドレス【SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp】
 - 3) 提出方法：質問は、Eメールにより行うものとする。なお、件名は「屋外広告物のデザイン誘導指針等作成業務委託プロポーザル質問（会社名）」と明記し、貴社の担当窓口の部署、氏名、電話、ファクシミリ番号及びEメールアドレスを併記すること。なお、電話での質問には応じない。
 - 4) 回答方法：参加者全員に電子メールにて回答する。
 - 5) 回答予定日：平成27年6月15日（月）
- (5) 提案書の提出日、提出場所及び方法
 - 1) 期 限：平成27年6月9日（火）から平成27年6月26日（金）午後5時まで（必着）
 - 2) 場 所：上記（1）
- 3) 方 法：持参または郵送（宅急便や書留等、送達確認ができるものに限る）

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：無
件名：屋外広告物のデザイン誘導指針等作成業務委託（平成27年度）
※ただし、上記1.（4）記載の条件等による。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口：上記5.（1）
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 詳細は、上記5.（2）の説明書による。